

埼玉県立自然公園条例施行規則より抜粋

(普通地域内における届出を要しない行為)

第十九条 条例第十四条第七項第三号二規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第十五条第一号から第十四号の十まで、第二十二号から第二十五号まで、第三十四号から第三十七号の三まで又は第三十九号若しくは第四十号に掲げる行為
- 二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 四 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良事業(同項第四号に掲げるものを除く。)として池沼等を埋め立てること。
- 五 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 七 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 八 宅地内の土地の形状を変更すること。
- 九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
- 十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
- 十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
- 十二 土地の形状を変更することであって面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 十三 前条各号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。
- 十四 漁業生産基盤の整備又は開発のための行為
- 十五 前各号に掲げる行為に附帯する行為